

学校いじめ防止基本方針

1 本校の方針

校訓「勤勉・協調・創造」のもと、生徒一人一人の能力と可能性を最大限に引き出し、自らの未来を自らの力で拓く力を備え、知へのあこがれを持ち続け、郷土「上郡」を愛する魅力ある生徒の育成をめざしている。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、生徒の友人関係、集団づくりを目的として、Q-U診断を活用し、学級集団の状況や、学級集団と生徒個人との関係を把握するよう努めている。また、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、各学期ごとに生活アンケートの実施や教育相談を実施している。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を全ての教職員がもち、「分かる授業」の展開と好ましい人間関係の構築、豊かな心の育成を通し、「自己有用感の育成」、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を整備し取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。(別紙1)

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。(別紙2)

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。(別紙3)

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。(別紙4)

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、心ない言葉かけやグループによる無視など精神的に大きな傷害を負つ

た場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに町教育委員会を通じて上郡町長に報告するとともに校長がリーダーシップを発揮して事態の解決にあたる。

調査を行う主体が学校となる場合は、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である学校支援チーム、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

調査を行う主体が上郡町教育委員会となる場合は、「上郡町いじめ問題調査委員会」が調査を行う。委員は、教育・心理・福祉・法律等に関する専門的知識および経験を有する者であって、当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

(1) 家庭や地域との連携

誰からも信頼される中学校をめざしている本校は、これまでも開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学校便り、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

(2) 学校いじめ防止基本方針の見直し

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

(3) 日常的な実態把握

いじめを早期発見するために、日常的な観察や生徒への声かけ、教育相談週間などを実施する。また、学期に2回以上のアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録、教職員間で共有する。そのアンケート用紙は、該当生徒が在籍中は学校に保管し、情報の確認が確実に行えるようにする。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒に対してインターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携し生徒や保護者への指導、啓発に努める。